

令和4年度第2回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	令和5年3月17日(金) 15:00~17:10
開催場所	徳島市役所8階 庁議室
出席者	委員会 多田委員長、則包委員、谷口委員、尾野委員、白井委員 徳島市及び 契約監理課長、上下水道総務課長、上下水道局工事検査監ほか関係各課・事務 上下水道局 局職員
審議案件	一般競争入札(総合評価方式含む) 6件 指名競争入札 3件 随意契約 1件 合計 10件

議事概要

委 員 会	徳島市及び上下水道局
入札・契約手続等の運用状況等について	
◇特になし	
審議1 <指名競争入札> 丈六長尾1号線舗装工事 (道路維持課)	
◇各者の入札価格が最低制限価格付近に集まっている理由としてどのようなことが考えられますか。	◆入札参加業者は各者とも機械や技術者を保有しているため、各者の優劣が付きにくい傾向となっています。
◇最低制限価格の算定式を教えてください。	◆最低制限価格は一般競争入札と指名競争入札ともに同じ算定式を用いています。 (予定価格×2+平均入札価格)÷3×0.93が土木系工事の算定式となっており、工種によって係数は異なるが、平均入札価格等に係数をかけて算定しています。また、本案件は改定前のため0.88が係数となっています。
◇企業はどう合理化しようか、低コスト化しようかを考えています。安く提示しているのが失格になっています。	◆最低制限価格を設けているのは一定の品質確保のためです。一方、総合評価方式は、最低制限価格を設けることができない代わりに、調査基準価格、失格基準価格を設けています。
◇失格になった価格のクオリティについて、精査していますか。	◆失格価格429万円は、その業者ができると判断して入札してきています。一方、最低制限価格は機械的に線を引いています。できるからといって失格になったものを救済することはできません。
◇安くなりすぎているのが気になります。予定価格からこれだけ低くなるというのは、質の担保が大丈夫なのか。安い結果すぐに傷んで、また工事が発生してしまうことが考え	◆工事の品質に関しては、工事監督員がおり、工事の過程のチェックをしています。また、工事検査員が出来栄を確認して、合格すれば引き取ることに

<p>られます。</p> <p>◇舗装工事をすると段差が生じる。段差が生じない品質を確保していますか。</p> <p>◇舗装の工事費において、業者間の差が3割もあるが、問題ありませんか。</p> <p>◇過去の業者ごとの、失格及び退の履歴、内訳明細等を管理するのは難しいですか。</p>	<p>なるので、粗悪ではありません。最低制限価格をクリアすれば品質もクリアすると考えています。</p> <p>◆もちろん段差が生じないようにしています。また、工事状況が変わると変更契約をしています。</p> <p>◆各業者の在庫や機械等の状況も金額に反映されるため、一概に3割の差が問題あるとは考えていません。</p> <p>◆130万円以下の随意契約の場合は、あの業者は安くできるという情報を使える可能性はあります。競争入札の場合は恣意的になるのでできません。</p>
---	---

審議2 <指名競争入札> 延命東線道路改良工事 (道路建設課)

<p>◇入札前に何者が参加するのか、各業者は知っていますか。</p> <p>◇入札に参加するかしないかを、業者間で話をするのはいいのですか。</p> <p>◇10者中、2者しか参加していません。何回も繰り返していればどこが参加するのかがわかるようになります。談合はしていないが、やめておこうというバイアスがかかり始めているのが気になるくらい欠席・辞退が多いです。地域を優先したいのはわかりますか。</p> <p>◇疑い始めていた方が、後々大事にならないのではないですか。</p> <p>◇この案件は、金額的、地域的にも小さい仕事ですか。</p> <p>◇札を多数入れてもらう工夫として、複数工事をパックにして入札するのはなじみませんか。</p> <p>◇下請け業者が施工体系図に書かれてなくても問題ないの</p>	<p>◆入札前に、どの業者が何者参加するのかわかりません。指名については、公表はしていないが、毎年、この工事で、この地区でということから何となく類推はできると思います。</p> <p>◆基本的に談合に類する情報になるので、明るみにできれば、公正取引委員会的にはアウトになります。</p> <p>◆前回もご指摘いただいているが、指名業者数に比べて入札参加数が少ない地区が確かにあります。この地区もその傾向があります。ずっと辞退している業者がいれば、意思を確認し、今後も辞退するのに指名するのはおかしい話になるが、要因、傾向等が読み取りにくいので、検討事項とさせていただきたい。</p> <p>◆辞退理由のヒアリング等を、今後していきたいと考えています。</p> <p>◆指名競争入札の中でも金額的には大きい案件です。地域的には、広い割には業者数が少ないです。金額の割には下請けに出す舗装工の割合が大きい工事です。</p> <p>◆今まではその逆で、小さく分けて小さい業者でもできる分離分割の考え方でした。大きなセットで地区を広げてという考え方もあり得ます。しかし地元の抵抗、参加しにくい等があり、研究したい。</p> <p>◆舗装する前のタイミングで下請け業者が決まりま</p>
--	--

<p>ですか。</p> <p>◇その理由を資料に入れてほしい。</p> <p>◇工期の延伸理由は何ですか。</p>	<p>す。当初の工期は1月18日ですが、変更契約で工期を延長しており、まだ工事は終わっていないので、施工体系図には下請け業者が載っていません。</p> <p>◆説明すべきですが、契約当初の資料でありご了解ください。</p> <p>◆道路が使用できない期間があり、工事ができない期間が生じました。</p>
---	---

審議3 <随意契約> 東部環境事業所ごみ焼却施設燃焼設備等整備工事
(東部環境事業所施設課)

<p>◇請負業者に頼むしかないことをエビデンスとして残しておかないといけません。</p> <p>◇この業者しかあり得ないとは、担当課の判断ですか。技術水準のしっかりした人の判断で行われていますか。</p> <p>◇</p> <p>◇様々な制約条件の下で、最善の執行を選択した場合は、この業者しかないと技術を持った人が判断したのであればよい。</p> <p>◇本件は請負業者が意匠権を有している。他社製品では対応できない部品ですか。</p> <p>◇事実上、請負業者の独占状態になっています。</p> <p>◇7ページと8ページの内訳明細書の違いを教えてください。</p> <p>◇「建設副産物処分費」は市の積算と業者の内訳で乖離があります。</p> <p>◇最初に導入した業者がしかできないので随意契約になっています。</p>	<p>◆担当課が聞き取りを行い、これは競争性が働かないと判断して、最初から随意契約を締結しています。ごみ焼却施設を稼働しながらの工事となるため、この金額での工事はこの業者しかできません。</p> <p>◆今回は焼却施設の一部の設備になります。他業者が期間を長く取って、既設の状況を確認、寸法取り等をすればできるかもしれないが、ごみを毎日受け入れているので、長期の停炉は難しい。状況を勘案して、施工したメーカーしかできないと判断しました。</p> <p>◆ものによっては市内業者に発注しています。今回は施工場所が特殊だったためです。</p> <p>◆火床板の部分が意匠権となっており、一般には購入しにくいものになっています。</p> <p>◆請負業者しか部品を造っていません。他社が部品を造ると売り込みにきたが、鋳物の配合など、造る過程が違うので、物が替わったときに品質管理が市ではできません。請負業者の基本的なところを守っています。</p> <p>◆7ページは市の設計に基づく内訳明細書であり、8ページは請負業者が出してきた内訳明細書です。</p> <p>◆建設物価等で調べています。鉄、ステンレス製品が多く、スクラップ減額しています。</p> <p>◆乾燥設備の部分を他の業者が造ろうとすると、著作権の問題があり、裁判になったとも聞いています。付属する設備であれば他の業者も可能であるが、今回はプラント設備の一環なので、請負業者に</p>
---	--

<p>◇今後新たに処分場を造るとなった時に、同じことが起きる可能性があります。随意契約するのを良しとするのか判断が難しいです。</p> <p>◇見積金額が市より高いとどうなりますか。値段交渉するのですか。合理性があれば高くても契約しますか。</p> <p>◇今回の見積額はぴったり平均落札率になっています。</p> <p>◇競争があったとみなしているが、合理的な基準ですか。</p> <p>◇ルール上は談合に当たらないが、推測して平均落札率近辺で見積もっている。</p>	<p>有利に働くとは思いません。</p> <p>◆メーカーもノウハウを持って、特許もあります。何かが悪くなった時、どちらが悪いのかわからなくなります。他都市では、運営そのものを一括して任せて保守契約するパターンもあります。デザインビルドオペレート（DBO）方式といいます。新しい施設になると何十年後を見据えた運営が求められます。</p> <p>◆適正に積算しているので、この金額の範囲で収まります。随意契約する場合は、「随意契約に関する取扱運用基準」に基づき、予定価格の100%ではなく、業種ごとの過去5年の平均落札率以下で契約するルールがあります。</p> <p>◆この数字を事前に示すことはなく、年度ごとに変動するが、大きく変動しないので、推測は可能です。</p> <p>◆この基準がなければ請負業者は予定価格の100%で見積もるが、競争性があったとみなして過去5年の平均落札率で契約しているので、経費節減の効果もあります。</p> <p>◆徳島市独自のルールであり、業者も同じ業者なので容易に推測ができます。この基準が固定化して形骸化しています。</p>
---	--

審議4 <一般競争入札> とくしま動物園獣舎ろ過設備改修工事（タイガー）

（とくしま動物園）

<p>◇3者のうち2者が辞退で1者のみの入札になっています。辞退した業者は参加したことになりますか。</p> <p>◇3者で話をしていると疑われます。ほぼ予定価格で落札しています。</p> <p>◇辞退の場合には何か理由を書くようになっていませんか。</p> <p>◇契約金額の大半を県外の業者に下請けに出しています。市内業者を参加資格にしているのに、本来の目的から外れて</p>	<p>◆2者は参加申請をしたが、入札はしていないという状況です。</p> <p>◆一般競争入札の対象となる業者数は13者ほどいます。参加申請数3者は電子入札システム上、誰にもわからないようになっています。1者しか入札していないので、競争性が働いているとはいえないが、他者が動物園は得意ではないとか旨味がないと判断したか、理由は確認していないのでわかりません。</p> <p>◆電子入札上、辞退ボタンを押すだけです。理由は後で聴取しないとわかりません。</p> <p>◆機器費の割合が高く、市内業者では製造できなく、県外業者に依頼するしかありません。請負業者は</p>
--	---

<p>いるのではないですか。</p> <p>◇施工体制台帳に、「外国人建設労働者の従事の状況(有無)」の欄がある。外国人を雇うと何か困ることがありますか。</p> <p>◇注3から注5に記載されています。</p> <p>◇下請業者はろ過設備工事一式を請負っています。この一式とは現場管理を含め全て請負いますと理解していいですか。</p> <p>◇ろ過設備工事はかなり特殊であるが、一つ前の案件が随意契約で、これは一般競争入札をしています。結果的に1者しか入札していません。</p> <p>◇今回競争が働かなかつたが、今後働くように何をするのか考えていますか。</p> <p>◇動物園という特性が働いていると思います。</p> <p>◇逆に県外の業者が徳島の業者に、徳島で入札があればそこから県外の業者に仕事を回せと言っているかもしれない。</p>	<p>据付・調整部分を担うこととなります。</p> <p>◆国は社会保険の加入や現場での福利厚生を重要視しています。外国人労働者の把握を目的としており、問題があるわけではありません。</p> <p>◆工事の出来栄えに直ちに影響があるものではありません。</p> <p>◆一式というのが抽象的で、どこまで含むのが曖昧です。</p> <p>◆この案件は同業他者が存在し、広く募れます。他者が参入することは可能です。たまたま結果が1者でした。</p> <p>◆色々な要因があります。動物園という特殊な施工場所も一つです。推移を見守りたい。</p> <p>◆ポンプ場とは違います。動物園ならではの状況があります。</p> <p>◆メーカー側から入札情報を仕入れている可能性はあります。</p>
---	--

審議5 <一般競争入札・総合評価方式> 八万南小学校校舎大規模改修工事

(教育委員会総務課)

<p>◇落札業者は他者と比べて直接工事費が最も安く、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は高いです。クオリティの高い高品質の工事をしてもらいたいのにという心配をしてしまいます。</p> <p>◇総合評価方式を取り入れているが、落札金額が低く品質の担保が取れていますか。</p> <p>◇この案件は、アスベストも含まれているのに安いと懸念し</p>	<p>◆内訳明細書の内訳については、業者ごとに違っています。各者の得意分野もあるので一概にいえません。品質は監督員がいるので問題ないと考えています。</p> <p>◆総合評価方式は金額だけではなく、配置予定技術者の技術力や会社の評価を加味して落札業者を決定しています。最低制限価格は設けておらず、代わりに調査基準価格及び失格基準価格を設定しています。今回は落札率が84%くらいで競争が働いています。令和4年6月に失格基準価格の掛け率を0.90から0.94に引き上げたが、これは引き上げる前の0.90のため、入札金額が相対的に安いです。監督員が進捗状況を把握し、工事検査監が検査しているので、品質に関しては問題ありません。</p> <p>◆業者はアスベスト撤去を理解した上で入札してい</p>
--	---

<p>ています。</p> <p>◇結果的にどうなりましたか。</p>	<p>ます。足場を組んでから想定外の量が分かれば、設計変更して適切な対応をしています。</p> <p>◆全体の増額変更は約1,300万円で、アスベストに関しては、数十万円で収まっています。外壁の調査をして、劣化状況に応じて補修します。設計の段階ではわからないので、この部分はどうしても増額変更となります。現実的な範囲です。</p>
------------------------------------	---

審議6 <指名競争入札> 認定こども園整備事業（富田地区）基本設計業務
（子ども政策課）

<p>◇指名理由は何ですか。</p> <p>◇落札率が低すぎると感じます。</p> <p>◇各者を比べると諸経費に差が出ています。その理由は何ですか。</p> <p>◇成果物のうち、わからないところが削られているかもしれません。業者の労働環境が大丈夫なのか心配になります。</p> <p>◇コンサルや設計事務所をしている方々の労働環境は、公に問題視されていません。長時間労働しても残業代が払われているのか。設計事務所が大変だとは聞いています。</p>	<p>◆建築コンサルタントの業者について、400万円を境に、受託実績や技術者数等を点数化して上位と下位に分けており、この案件は上位に入る業者を指名しています。</p> <p>◆最低制限価格があるので、低すぎると失格になります。コンサルタント業務の掛け率は0.82で、土木や建築に比べると低い数字になります。</p> <p>◆諸経費は主に現場調査の費用です。現場までの距離が近いか遠いかでも違ってきます。設計金額を積み上げてこの予定価格となっています。</p> <p>◆企業努力として、落札するためにこれだけ安くできるという結果ととらえています。</p> <p>◆工事は最低制限価格の掛け率を上げたが、業務は上げていません。今後は上げていくことを考えています。もう一つは適正な履行期限の設定です。タイトにすると業者にしわ寄せがいきます。</p>
---	---

審議7 <一般競争入札> 矢三東ポンプ場耐震・耐津波診断業務
（河川水路課）

<p>◇内訳明細書の項目で各業者によってかなりの差があります。ここまではらつきがあると、そもそも内訳明細書は必要ですか。</p> <p>◇どうみてもこれはおかしいとなった時に、説明を求めたりしますか。</p> <p>◇入札価格を先に決めて、後から内訳明細書を作成しているように見えることを指摘してきました。</p>	<p>◆内訳明細書は最終的な落札決定に影響していませんが、平成27年から内訳明細書の添付が義務付けられています。業者側の積算能力の向上や品質確保が目的です。入札価格の参考資料の位置付けとして必要としています。</p> <p>◆総合評価方式のときは、低入札価格調査を行い、内訳明細書の各項目が、市の想定した価格より著しく低い場合は、聴取を行っています。</p> <p>◆県が付けている見積参考資料等について、庁内の協議会に問題提起をしています。</p>
---	---

<p>◇内訳明細書の各項目に、ここには何を入れなさいと指導していますか。</p> <p>◇費目の計上のルール、ガイドラインを作る必要があります。是正するために、人件費等重要項目についてのみ、積算根拠を出してもらってはどうか。例えば、導入人員、時間、単価を書かせると是正されると考えます。</p> <p>◇大手のコンサル会社を求めているのはわかりますが、参加資格では市内業者も対象であり、矛盾を感じます。</p>	<p>◆一般競争入札の場合、数量、単価を抜いた設計書を見ることができます。あとは各者の判断です。</p> <p>◆参考にさせていただきます。</p> <p>◆市内業者ではできないと判断しているが、我々が把握していない実績があれば、参加できますという条件にしており、門戸を開いています。</p>
---	--

審議 8 <一般競争入札・総合評価方式> 南昭和町1丁目下水管渠改築工事（2工区）

（上下水道局）

<p>◇A者よりB者の方が入札金額が低いにもかかわらず落札できていない理由は何ですか。</p> <p>◇様々な要素を踏まえてということですか。</p> <p>◇入札結果表においてA者の配置予定技術者が0点ですが、これが総合評価値を下げているということですか。</p> <p>◇0点の場合、そもそも入札に参加できる能力はあるのですか。</p> <p>◇調査基準価格の設定についてですが、その価格は工事ごとに計算方法は変わりますか。</p> <p>◇入札参加業者も計算方法を知っていますか</p> <p>◇調査基準価格によると、直接工事費には97%、一般管理費には68%と一般管理費には掛け率が低く設定され</p>	<p>◆この案件は総合評価方式入札となっており、価額のみでなく、施工実績や入札参加者の技術的能力を踏まえ総合的に判断し総合評価値を算出することにより落札者を決定しているため、2番目に入札金額が低いA者が落札する結果となっております。</p> <p>◆そうです。</p> <p>◆そうです。</p> <p>◆A者が0点となる技術者を配置予定技術者として申請した理由はわかりませんが、能力のある技術者がすでに他現場で配置されているなど、結果として経験の浅い技術者を配置予定技術者として申請してきたのだと推測しています。</p> <p>◆土木工事と建築工事に分かれており、それぞれ算出方法は違います。しかし工事ごとに変化するものではなく、同じ土木工事であれば算出方法は同じです。</p> <p>◆はい、公表しており知っているかと認識しています。</p> <p>◆確かに計算上はそうなりますが、業者がどのような意図で金額を設定したのかはわかりません。計</p>
---	--

<p>ています。内訳明細書の直接工事費においてA者は6,340万円に対しB者は7,200万円でA者は一般管理費が1,500万円以上になっています。これはあらかじめ設定された掛け率を考慮し入札しているように思えますがいかがですか</p> <p>◇計算方法は事前に示しており、それを踏まえて算出してもよいということですか</p> <p>◇となると、恣意的な操作を防ぐために各費目で算出するものを定めるなど、抜け道を作らないためのガイドラインは必要ではないですか。</p> <p>◇上下水道局の判断で実施すればいかがですか</p> <p>◇では徳島市に協議を持ちかけたら良いと思います。先ほど徳島市の案件でも同様の話があり波長は揃っていると思います。</p>	<p>算方法は公表しておりますので、委員のご指摘のように考慮し入札することは可能ですが、それがあつた確信は出ないところであります。</p> <p>◆そのようになります。</p> <p>◆はい、しかし原状はこの方法で実施しておりますので、今後、国や県、市の動向を注視しながら判断していきたいと思っております。</p> <p>◆上下水道局は公営企業であり上部団体が徳島市になりますので、市と足並みを揃えていく必要があると思っております。</p> <p>◆はい。</p>
<p>審議9 <一般競争入札> 助任川水管橋補修工事</p>	
<p>◇入札は1者だったのですか。</p> <p>◇その理由は推測できますか。</p> <p>◇入札が1者だけだと中止するなどはしないのですか。</p>	<p>◆はい、1者です。</p> <p>◆この工事案件は工種が鋼構造物工事で施工難度が高く、事前調査の結果、施工可能な業者が少なく、かつ四国横断自動車道に係る発注時期と重なっているところもあり、当局発注工事よりも四国横断自動車道等の他工事に技術者が流れたため、入札業者が少なくなったと推測しています。</p> <p>◆中止する旨を事前に公告に記載していれば、1者となった場合に中止することがございます。しかし、当該案件は非出水時期に施工しなければならず発注時期をずらすことができないため、1者入札でも有効とし落札決定を行いました。</p>
<p>審議10 <一般競争入札> 西大工町4丁目ほか下水管渠改築設計業務</p>	

<p>質疑なし</p>	
<p>指名停止の運用状況について</p>	
<p>質疑なし</p>	
<p>その他意見</p>	
<p>◇業者側の事情で入札できないことはありますか。</p> <p>◇重要度の低いものは検討するでいいですが、重要度の高いものは検討だけでは曖昧になります。民間企業ならば誰が、いつまでに、答えを出すことを決めることによって結果を導いていますが、そこまでしなくて大丈夫ですか。</p> <p>◇水道局は落札者を決めるとき一定の算式を用いています。これを公表しているので落札できるようにされるリスクがあると指摘しています。費目の計上のガイドラインがなければ恣意的な操作を許してしまう。国や市の対応を見極めながらという回答でしたが、2つの部局で相談しあって、より良い結論を早めに出してほしい。</p>	<p>◆入札者数が少ない地区がありますが、小規模な業者が多く、手持ち工事を複数取れない等色々な要素があります。ただし、これが一年間辞退であれば、参加の意思がないと判断し、整理をする必要があるかもしれません。</p> <p>◆見積参考資料の添付や他市への調査等は取り組んでおりますので、早期に精査していきます。しかし、地区の問題、業者の問題が絡むものは難しいので、時間をかけて検討していきたい。</p> <p>◆調査基準価格の掛け率は、これを満たさないと失格になる値です。内訳明細書がきちんと作成できるような見積参考資料の添付等、内部の協議会で検討していくことになっています。</p>

以上